



河川事業概要

2026

目次



砂川地区かわまちづくり

I 事業の紹介

事業の体系図	4
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	5
流域一体となった治水対策	9
再度災害防止対策	11
高潮対策、地震・津波対策	12
自然環境の保全・創出	13
流水の正常な機能の維持	14
水環境の改善、地域の取組と一体となった水辺空間の形成	15
戦略的維持管理・更新	16
機能の回復又は向上	17
地域主導の川づくり	18
税制	19



伊豆の国市かわまちづくり

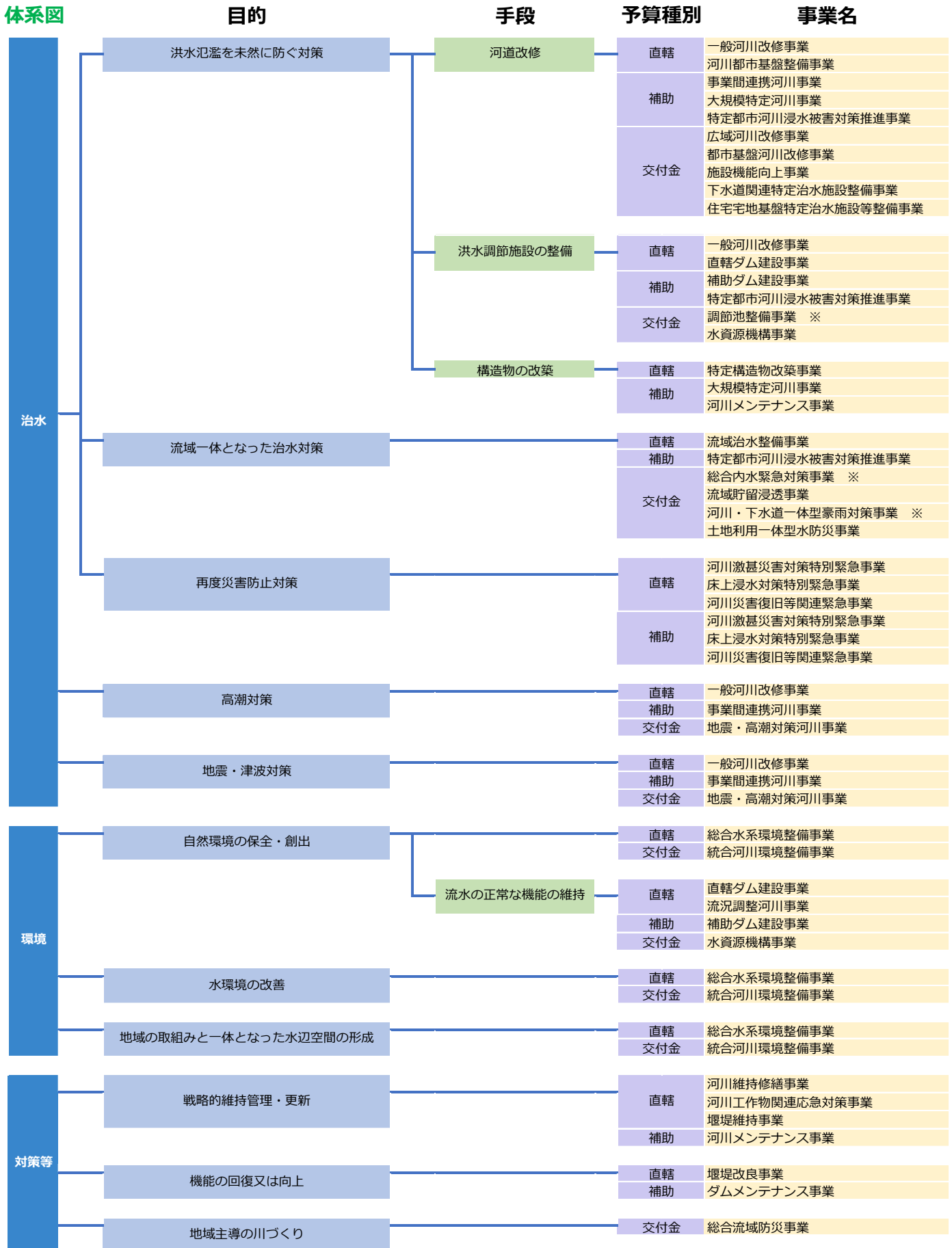
Ⅱ その他

日本の河川概要	21
川のことば・基礎知識	22
法改正の経緯	24
河川イベント情報	26

Ⅰ 事業の紹介

I 事業の紹介

事業の体系図



※ 令和3年度までに採択された事業のみを対象とする。令和4年度以降の新規事業は補助：特定都市河川浸水被害対策推進事業として実施が可能。

I 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

直轄 一般河川改修事業、河川都市基盤整備事業

概要

一般河川改修事業

洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削等の河道改修を実施します。

河川都市基盤整備事業

都市部の沿川において、良好な水辺環境の整備及び都市部の浸水被害の解消等の水環境の改善を図るため、まちづくりと一体となって堤防整備等の河川改修を実施します。

負担率・補助率

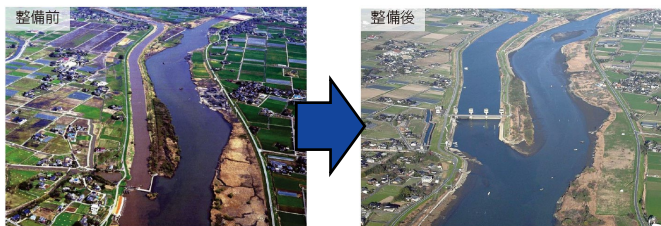
直轄

一般河川改修事業
一級河川2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)

河川都市基盤整備事業
一級河川2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)

事例

かせ
加勢川 (熊本県)



かけはし
梯川 (石川県)



あら こまつ
荒川小松川地区 (東京都) 住宅、都立公園と一体となって整備を実施
防災公園として高台化された都立大島小松川公園は、震災時、洪水時の避難場所※として指定されています。
※：東京都震災対策条例の避難場所、江戸川区洪水ハザードマップの避難場所



高規格堤防の整備区間



※ 令和3年度までに採択された事業のみを対象とする。令和4年度以降の新規事業は補助：特定都市河川浸水被害対策推進事業として実施が可能。

I 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

補助	<ul style="list-style-type: none"> 事業間連携河川事業 大規模特定河川事業 	交付金	<ul style="list-style-type: none"> 広域河川改修事業、都市基盤河川改修事業 施設機能向上事業、下水道関連特定治水施設整備事業 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
-----------	--	------------	--

概要

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業

平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の甚大な被害を受け、事業間連携による事業効果の早期発現や最大化を図るとともに、特に優先度の高い都道府県の大規模事業等を計画的・集中的に推進します。

広域河川改修事業

水系、大支川等を単位として、水系一貫とした計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施します。

都市基盤河川改修事業

河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施します。

施設機能向上事業

同一の洪水氾濫域を有する区間において、既存の河川管理施設の機能向上を重点的に実施します。

下水道関連特定治水施設整備事業

下水道事業による雨水対策効果を上げるための治水事業及び公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して治水事業を実施します。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を実施します。

負担率・補助率

補助	事業間連携河川事業、大規模特定河川事業 一級河川 1/2、1/3※（北海道 2/3、1/3※） 二級河川 1/2、1/3※（北海道 5.5/10、1/3※） 沖縄 9/10、1/3※ 離島1/2、6/10、1/3※ 準用河川 1/3	※：補助率1/3事業は次の事業をいう（準用河川を除く） ・河川法（昭和39年法律第167号）第16の3に基づき河川管理者との協議により市又は特別区が事業主体となって改良工事を実施する事業 ・流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業
交付金	広域河川改修事業 一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3） 二級河川 1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10） 都市基盤河川改修事業 一級河川1/3 二級河川1/3	

施設機能向上事業

一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
 二級河川1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

下水道関連特定治水施設整備事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業
 一級河川等同種の治水施設の整備事業等に係る交付割合と同じ割合

事例

広域河川改修事業



くろせ 黒瀬川（富山県）

都市基盤河川改修事業

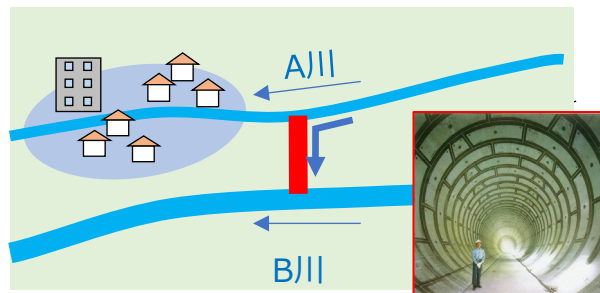


ひらせ 平瀬川（神奈川県）

大規模特定河川事業

【例：大規模事業等の計画的・集中的な整備】

＜対策イメージ図（放水路等の整備）＞



放水路の整備により、浸水被害が発生している下流の水位を低下させます。

浸水被害の解消を図ります。

I 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [洪水調節施設の整備]

- 直轄**
 - 一般河川改修事業、直轄ダム建設事業
- 補助**
 - 補助ダム建設事業

- 交付金**
 - 調節池整備事業、水資源機構事業

概要

洪水による災害の発生を防止するため、ダムや調節池等の洪水調節施設を整備します。

負担率・補助率

直轄	交付金
一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 一級河川2/3 (大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10)	調節池整備事業 一級河川1/2 (大規模 5.5/10、北海道 2/3) 二級河川1/2 (北海道 5.5/10)
補助 補助ダム建設事業 一級河川1/2 (大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10) 二級河川1/2 (北海道5.5/10、奄美6/10、沖縄9/10)	水資源機構事業 フルプラン水系 2/3 (大規模 7/10)

事例

なるせ 成瀬ダム (秋田県)



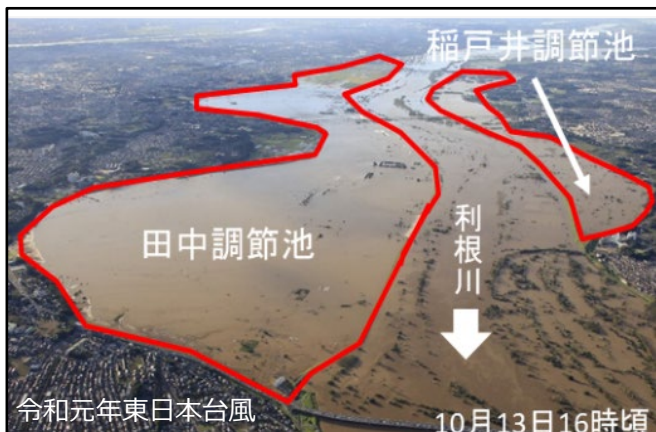
ひらせ 平瀬ダム (山口県)



なんま 南摩ダム (栃木県)

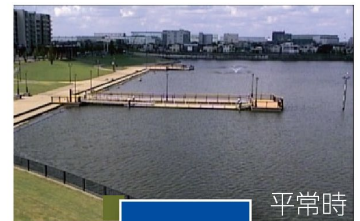


たなか 田中調節池 (利根川：千葉県)



大相模調節池

もとあら (元荒川：埼玉県) 元荒川



I 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [構造物の改築]

直轄

- ・ 特定構造物改築事業

補助

- ・ 大規模特定河川事業
- ・ 河川メンテナンス事業

概要

洪水による災害の発生を防止するため、老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復・向上を図ります。

負担率・補助率

直轄

特定構造物改築事業

一級河川2/3 (大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

大規模特定河川事業、河川メンテナンス事業

一級河川1/2 (北海道 2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

橋梁の改築

黄瀬川橋 (黄瀬川：静岡県)



水門の改築

日光川 (愛知県)



堰の改築

行徳可動堰 (江戸川：東京都・千葉県)
老朽化対策及び耐震補強対策を実施



I 事業の紹介

流域一体となった治水対策

- 直轄**
 - 流域治水整備事業
- 補助**
 - 特定都市河川浸水被害対策推進事業

- 交付金**
 - 総合内水緊急対策事業

概要

水害の発生を防止するため、河川改修の他に流域対策や土地利用規制等を組み合わせ、流域と一体となった治水対策を実施します。

流域治水整備事業

特定都市河川流域で地方公共団体等による流域対策と併せて河川の整備を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

特定都市河川浸水被害対策推進事業

特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川において、流域水害対策計画の策定及び変更を行い、特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

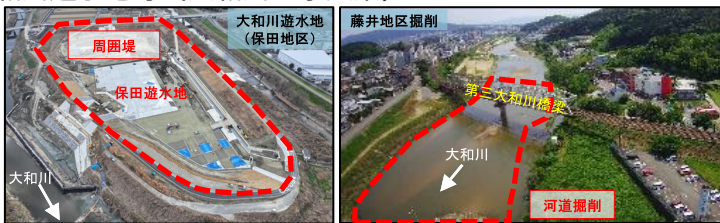
総合内水緊急対策事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施します。

事例

流域治水整備事業

やまと やまと
大和川遊水地等（大和川：奈良県）



負担率・補助率

直轄

流域治水整備事業
一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

補助

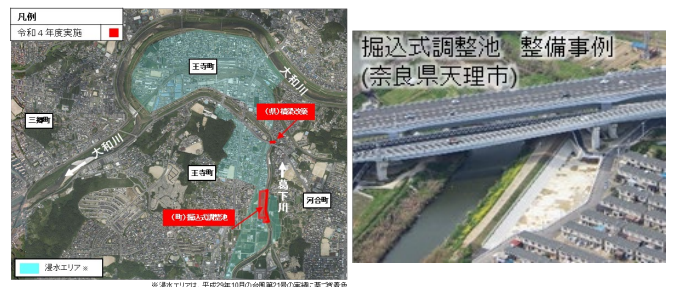
特定都市河川浸水被害対策推進事業
・計画の策定、河川改修
一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）
・雨水貯留浸透施設等
一級河川1/2
二級河川1/2

交付金

総合内水緊急対策事業
一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

特定都市河川浸水被害対策推進事業

掘込式調整池等（大和川：奈良県）



雨水貯留浸透施設の整備イメージ



貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤及び排水施設の整備イメージ



I 事業の紹介

流域一体となった治水対策

交付金

- ・流域貯留浸透事業
- ・河川・下水道一体型豪雨対策事業
- ・土地利用一体型水防災事業

概要

流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進します。

河川・下水道一体型豪雨対策事業

洪水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進します。

土地利用一体型水防災事業

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の高上げや輪中堤等の築堤を実施することで短期間、かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します。

事例

流域貯留浸透事業

学校の校庭を利用した流域貯留施設（神奈川県横浜市）



施設整備状況



整備後

負担率・補助率

交付金

流域貯留浸透事業

一級河川 1/3

二級河川 1/3

（民間企業等が施工する場合は、全体事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2を負担）

河川・下水道一体型豪雨対策事業

都市基盤河川改修事業、流域治水対策河川事業、流域貯留浸透事業、総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業又は総合流域防災事業で該当する事業に準ずる

土地利用一体型水防災事業

一級河川 1/2

二級河川 1/2

土地利用一体型水防災事業

イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。

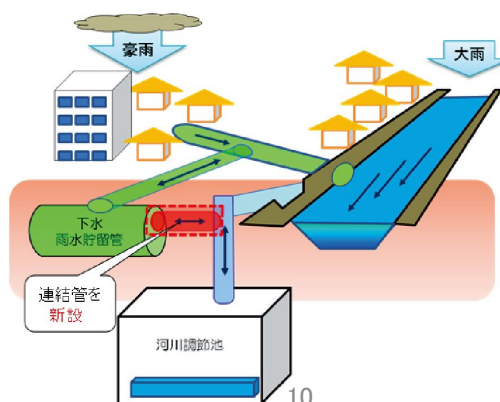


輪中堤や宅地高上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消します。

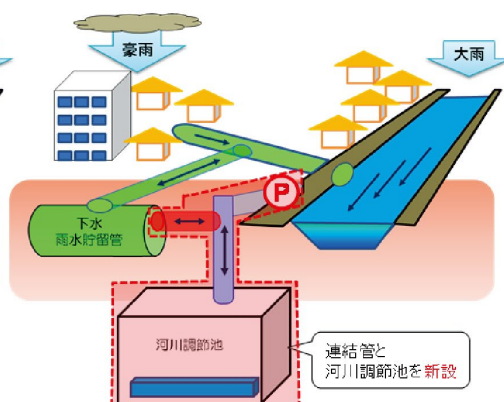
河川・下水道一体型豪雨対策事業

時間的・空間的に雨が偏在することに注目し、施設の容量を効率的に活用するため、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管や兼用の貯留施設等の整備を推進します。

連結管を新設する場合



連結管及び河川調節池等を新設する場合



I 事業の紹介

再度災害防止対策

直轄

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 床上浸水対策特別緊急事業
- ・ 河川災害復旧等関連緊急事業

補助

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 床上浸水対策特別緊急事業
- ・ 河川災害復旧等関連緊急事業

概要

近年、水害が発生した地域において、再度災害防止のための対策を緊急的に実施します。

河川激甚災害対策特別緊急事業

洪水・高潮等により激甚な被害が発生した河川について、概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- ・ 概ね5年間で緊急的に改修工事を実施
- ・ 全体事業費は10億円以上、かつ、一般的被害総額に相当する額を上限
- ・ 以下のいずれかの項目に該当するもの
 1. 流出または全壊家屋数50戸（25戸）以上
 2. または浸水家屋数が2,000戸（1,000戸）以上
 （ ）書きは高齢世帯の率が全国平均の概ね2倍以上である場合

床上浸水対策特別緊急事業

被災後、通常生活への復帰に多大な労力を要し、経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、概ね5ヶ年で再度災害防止を図るべく重点的、緊急的かつ総合的に治水対策を進めます。

- ・ 概ね5年間で事業完了させるもの
- ・ 過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの
 1. 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの
 2. 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの
 3. 床上浸水回数が2回以上であるもの
 4. 内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定し、実施するものであること

河川災害復旧等関連緊急事業

上流部における災害復旧事業、または改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、概ね4年で緊急的かつ集中的に事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- ・ 概ね4年間で事業完了させるもの
- ・ 以下に該当するもの
 1. この事業の上流において災害復旧事業等が採択されること
 2. 上記事業により5%以上の流量増加が見込まれること
 3. 全体事業費が10億円以上であること

負担率・補助率

直轄

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 5.5/10（北海道 7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 1/2、1/3（北海道 2/3）
二級河川 1/2、1/3（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10）
二級河川 1/2

事例

河川激甚災害対策特別緊急事業

たかはし

平成30年7月豪雨：高梁川（岡山県）



床上浸水対策特別緊急事業

平成27年9月関東・東北豪雨

なるせ よしだ
(鳴瀬川水系吉田川：宮城県)

河川災害復旧等関連緊急事業

平成29年7月九州北部豪雨

けいせん
(福岡県桂川町)

I 事業の紹介

高潮対策

直轄

・ 一般河川改修事業

補助

・ 事業間連携河川事業

交付金

・ 地震・高潮対策河川事業

概要

台風によって高潮被害が発生するおそれのある地域において、高潮堤防、防潮水門等の整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P49

事業間連携河川事業
参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

高潮堤防の整備

整備前

しらかわ
白川 (熊本県)



整備後



地震・津波対策

直轄

・ 一般河川改修事業

補助

・ 事業間連携河川事業

交付金

・ 地震・高潮対策河川事業

概要

南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることも踏まえ、地震による堤防の沈下等による堤内地への浸水を防ぐため、堤防の耐震対策等を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P49

事業間連携河川事業
参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

河川堤防の耐震対策

きゅうよしの なると
旧吉野川 (鳴門市)



にっこう
日光川 (愛知県)



I 事業の紹介

自然環境の保全・創出

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

概要

河道の整備や湿地の再生などにより、生物の多様な生息・生育・繁殖環境の確保、良好な景観形成に向けた自然環境の保全・創出を図ります。

負担率・補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

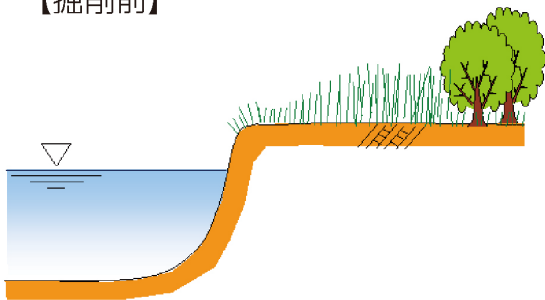
事例

まるやま

湿地再生（円山川：兵庫県）

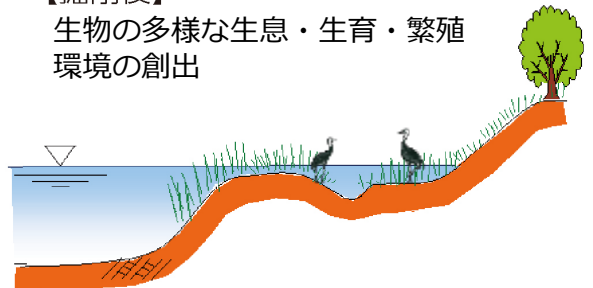
河川の河岸の部分通常の水位よりも低く掘削することで、湿地を再生しました。

【掘削前】



【掘削後】

生物の多様な生息・生育・繁殖環境の創出

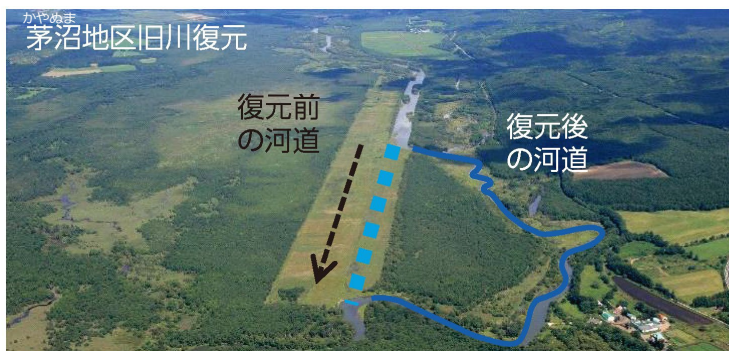


自然河川の再生（釧路川：北海道）

くしろ

旧川復元により、土砂流入を抑制、地下水位上昇や冠水頻度が増加し、湿地環境が回復しました。

かんすいひんど



湿原の景観を楽しむ観光の様子

I 事業の紹介

流水の正常な機能の維持

- 直轄**
 - 直轄ダム建設事業、流況調整河川事業
- 補助**
 - 補助ダム建設事業

- 交付金**
 - 水資源機構事業

概要

渇水時においても、流水の正常な機能を維持するため、ダムや導水路等の施設を整備します。

流水の正常な機能の維持：本来河川が持っている機能（舟運、漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水等流況調整河川事業の安定取水）を正常に維持するために、渇水時においてもダムからの流水の補給を行い、これらの機能の維持を図る

補助率

直轄

直轄ダム建設事業、流況調整河川事業

- 一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）
- 一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業

- 一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3、北海道大規7/10）
- 二級河川 1/2（北海道 5.5/10、奄美 6/10、沖縄9/10）

交付金

水資源機構事業

- フルプラン水系2/3（大規模7/10）

事例

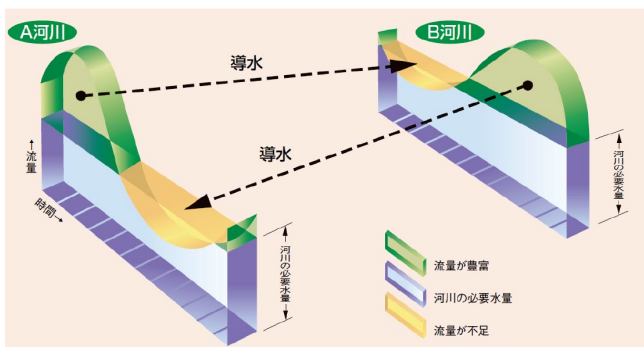
さめうら 早明浦ダム（高知県）



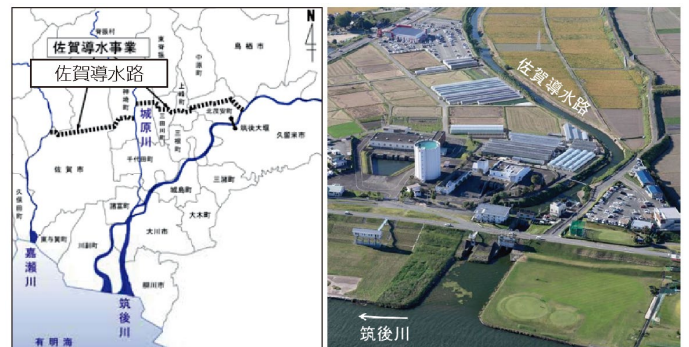
あいがわ 安威川ダム（大阪府）



流況調整河川事業（イメージ）



さが 佐賀導水路（佐賀県）



流水の正常な機能の維持等を目的とし、筑後川と城原川及び嘉瀬川を結ぶ流況調整河川

I 事業の紹介

水環境の改善

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

概要

底泥浚渫や自然の浄化機能を向上させる植生帯の整備などにより、水環境の改善を図ります。

事例

底泥の浚渫



水質汚濁対策として底泥の浚渫を行い、水質の改善を図ります。

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

 統合河川環境整備事業 1/3
 (北海道1/3、沖縄1/2)

植生浄化



汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図ります。

地域の取組と一体となった水辺空間の形成

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

概要

景観・歴史・文化等の河川が持つ資源を活かし、市町村や民間事業者等と連携しながら、良好な水辺空間を形成するための親水護岸等の整備を行い、賑わいの創出に貢献します。

事例

江の川水系江の川 (広島県安芸高田市)



補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

 統合河川環境整備事業 1/3
 (北海道1/3、沖縄1/2)

名取川水系名取川 (宮城県名取市)



I 事業の紹介

戦略的維持管理・更新

直轄

- ・ 河川維持修繕事業
- ・ 河川工作物関連応急対策事業
- ・ 堰堤維持事業

補助

- ・ 河川メンテナンス事業

概要

河川維持修繕事業

河道や河川管理施設の機能を確保するため、点検・診断を実施し、その結果に基づいて維持管理対策を実施します。

河川工作物関連応急対策事業

樋管等の河川工作物について、構造が不十分または老朽化が著しいため、その前後の施設に比べて機能が劣る場合に、応急的に改良工事を実施します。

堰堤維持事業

ダムの操作及びダム本体、貯水池や関連施設等の管理及びその機能を維持します。

河川メンテナンス事業

河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するため長寿命化計画の策定を行い、更新や改築、応急的な改良を行い、施設機能を確保します。

事例

河川維持修繕事業

堤防除草



河川管理施設等点検



河川メンテナンス事業 排水ポンプの更新



負担率・補助率

直轄

河川維持修繕事業

一級河川 10/10
(北海道10/10)

河川工作物関連応急対策事業

一級河川 2/3 (北海道8/10)

堰堤維持事業

一級河川 10/10
(北海道10/10、沖縄10/10)

補助

河川メンテナンス事業

一級河川1/2、1/3
(北海道2/3、4/9)

二級河川1/2、1/3
(北海道5.5/10、1.1/3、
沖縄9/10、6/10、
離島1/2、1/3、
奄美6/10、4/10)

繁茂した樹木の伐採



I 事業の紹介

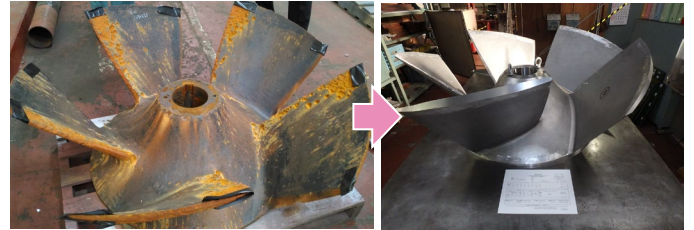
戦略的維持管理・更新

河川工作物関連応急対策事業

ゲートのフラップ化



ポンプの羽根車のステンレス化



堰堤維持事業

巡視



堤体内点検



貯水池法面对策



機能の回復又は向上

直轄

・ 堰堤改良事業

補助

・ ダムメンテナンス事業

概要

管理ダムにおいて、大規模かつ緊急性の高い改良を行うことで、ダムの機能の回復又は向上を図ります。

事例

こしぶ
小渋ダム（長野県）に土砂バイパストンネルを整備しました。



負担率・補助率

直轄

堰堤改良事業

2/3（大規模7/10、北海道8/10、沖縄9.5/10）

補助

ダムメンテナンス事業

ダム施設改良事業

一級河川 1/2（大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10）

二級河川 1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

堰堤改良事業

改良事業 4/10

下流河道整備事業 1/3

ダム管理用水力発電設備設置事業 4/10

貯水池保全事業 1/3

長寿命化計画の策定又は変更 1/2

I 事業の紹介

地域主導の川づくり

交付金 ・ 総合流域防災事業

概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

補助率

交付金

総合流域防災事業

河川事業

一級河川1/2 (北海道2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10)

準用河川1/3

洪水氾濫域減災対策事業

一級河川1/3

二級河川1/3

情報基盤総合整備事業

一級河川1/2 (北海道2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

河川事業

河道改修 (古川：富山県)

整備前



整備後

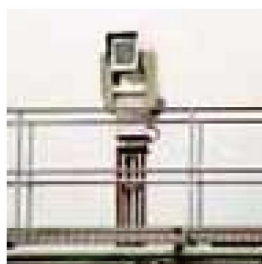


洪水氾濫域減災対策事業

輪中堤整備 (佐用川：兵庫県)



情報基盤総合整備事業



CCTVカメラの整備



水位計の整備



雨量計の整備

I 事業の紹介

税制

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例措置

対象地域	特定都市河川流域、浸水被害対策区域
特例措置の対象	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和9年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除（令和10年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る税額の減額措置（固定資産税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に当該家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	従前権利者が新築する家屋の固定資産税について新築後5年間、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を減額（令和10年3月31日まで）

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域
特例措置の対象	上記区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機等）
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を、設備の取得から5年間、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和11年3月31日まで）

浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域
特例措置の対象	浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤防や自然堤防等の盛土構造物
特例措置の内容	盛土構造物を水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和11年3月31日まで）

津波避難施設に係る課税標準の特例措置

対象地域	津波災害警戒区域
特例措置の対象	指定／協定避難施設の避難の用に供する部分、施設に附属する一定の償却資産
特例措置の内容	指定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を、津波避難施設の指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和9年3月31日まで） 協定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を、津波避難施設の協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3～2/3の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和9年3月31日まで）

事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る非課税措置等

特例措置の対象	事前放流のために利水ダムに整備した放流施設
特例措置の内容	民間事業者等が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について固定資産税を非課税 国または地方公共団体が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外

貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	貯留機能保全区域
特例措置の対象	貯留機能保全区域の指定を受けている土地
特例措置の内容	洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を貯留機能保全区域として指定した場合、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間、3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和10年3月31日まで）

II その他

Ⅱ その他

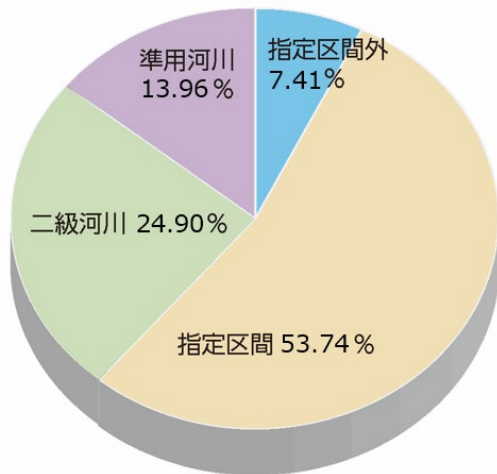
日本の河川概要

全国河川の内訳(令和7年4月30日現在)

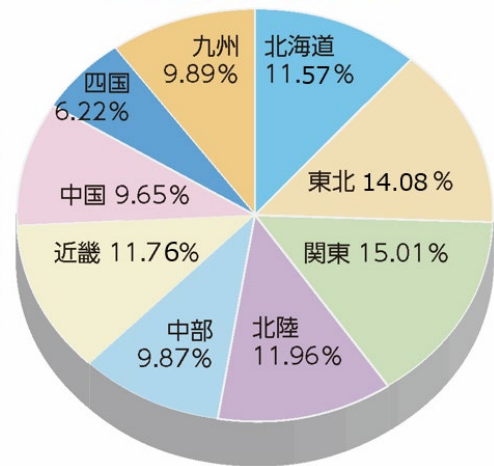
河川管理上の区別

水系	模式図	河川別	管理者
一級水系 (109水系) 国土安全上または国民経済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理します。		一級河川 (14,089河川) 準用河川 大臣管理区間 普通河川 指定区間	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系 (2,710水系) 一級水系以外の水系は、二級水系として都道府県知事が管理します。		二級河川 (7,090河川) 準用河川 普通河川	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単独水系 一級水系、二級水系以外の水系です。		準用河川 普通河川	市町村長 地方公共団体

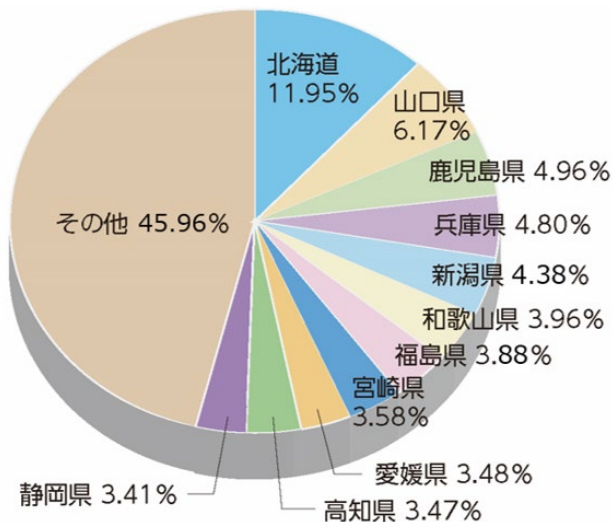
法河川指定延長



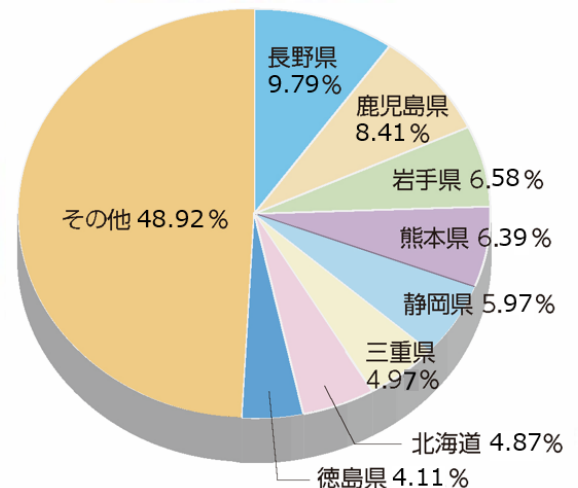
地方整備局等別一級河川延長



都道府県別二級河川延長



都道府県別準用河川延長



II その他

川のことば・基礎知識

治水

読んで字のとおり「水を治める」ですが、特に川の氾濫を防止すること・その工事の意味で使われます。水は人が生きるためには欠かせません。古代文明の多くが川の流域から生まれた理由もここににあります。

しかし、川は生命の母であると同時に洪水により家屋や多くの人命を奪う存在でもありました。このような洪水被害を最小限に食い止めるために人類は川の水を上手に治めるための工夫「治水」を行ってきました。

河川一般

流域（りゅういき）

降雨や雪解け水などが地表や地下を通して、その川に流れ込んでいる全地域をさします。

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらに関連する湖沼を総称してこう呼ばれます。

放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し直接海または、他の河川に放流する水路のことで「分水路」と呼ばれることもあります。

本川（ほんせん）

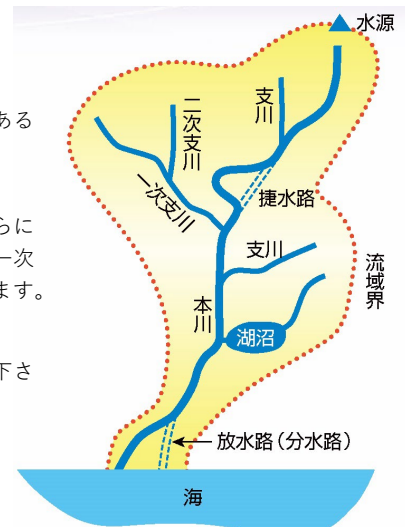
流量・長さなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川のことを呼びます。

支川（しせん）

本川に合流する河川のことをいいます。さらに本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」と呼びます。

捷水路（しょうすいろ）

河川の湾曲部を矯正して、洪水を安全に流下させるために開削した水路です。



樋管



樋門



水門

霞堤（かすみてい）

堤防のある区間に開口部を設け、その下流部の堤防を堤内地側に伸ばし、上流の堤防と二重になるようにした堤防です。平常時には堤内地からの排水が簡単にでき、また上流で堤内地に氾濫した水を開口部よりすみやかに戻し、被害の拡大を防ぎます。

二線堤（にせんてい）

万一一本堤が破損した場合、これ以上の洪水の氾濫を防ぐために、堤内地に築造される堤防です。

樋門・樋管・水門

（ひもん・ひかん・すいもん）

堤内地の雨水や水田の水などが水路を流れて大きな川に合流する際、合流する川の水位が高くなった時に、その水が堤内地に逆流しないように、「樋門・樋管・水門」が設けられます。



排水機場（はいすいきじょう）

洪水時に市街地内の雨水などをポンプを動かして河川に排出するための施設です。

堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために設けられる施設です。河川を横断して水位を調節します。

輪中堤（わじゅうてい）

ある区域を洪水から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防です。木曾三川下流の濃尾平野の輪中が有名です。

越流堤（えつりゅうてい）

洪水調整の目的で、堤防の一部を低くした堤防です。増水した河川の水の一部を調節池などに流し込むことで水害を抑制します。

遊水地・調節池

（ゆうすいち・ちょうせつち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量を少なくするための区域を、「遊水地」または「調節池」と呼びます。

水制（すいせい）

河川の水による侵食等から川岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられた施設です。形状は様々なものがあります。

II その他

川のことば・基礎知識

水位の知識とチェック方法

水防活動や防災対策の実施にも活用される河川の水位表示とその見方

「水位」とは一定の基準面から計測した川の水面の高さを表わしたもので、水量が増加すれば、水位は高くなってきます。河川の水位は、複数の場所に設置された水位観測所で、平常時から観測されています。

水位の見方

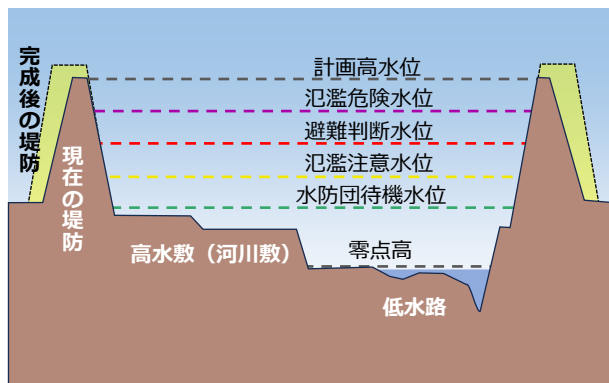
右図は一級河川の水位観測所のひとつの地点を表わしたものです。この図を参考に、実際の水位の表し方を見てみましょう。

河川の水位は、観測場所ごとに決めた基準点 [= 零点 (ぜろてん)] からの高さで表し、この基準点から1.0m低ければ-1.0m、逆に1.0m高ければ1.0mと表現します。

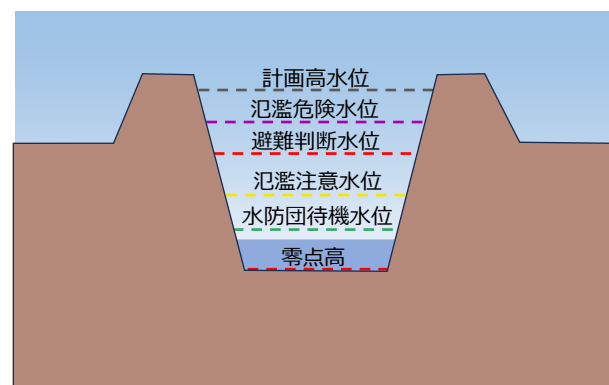
また、水位はその高さによって、いくつかの基準水位が定められており、その水位を越えた段階での対応が決められています。

いざというときのためにも、住んでいるところの近くの水位観測所の基準水位を調べておくといよいでしょう。

ある水位観測所の場合



洪水予報河川



水位周知河川

水位に関する用語の解説

① 計画高水位 (=H.W.L)

河川の計画を立てる時の基本となる水位です。川の堤防工事などの基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位です。

② 氾濫危険水位

洪水により堤防の決壊等による災害や浸水被害のおそれがある水位。氾濫危険水位に達した場合には、水防団、関係行政機関および放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々へ氾濫危険情報を発表します。

この情報は市区町村長が避難指示を発令する目安となります。

③ 避難判断水位

市区町村長が高齢者等避難を発令する目安となる水位です。

④ 氾濫注意水位

洪水に際し、水防活動の目安となる水位。氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがある場合、水防団による堤防の巡視など、水防活動を行います。

⑤ 水防団待機水位

洪水に際して、水防活動の準備を行う目安となる水位。水防団待機水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行います。

⑥ 洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水により国民経済上重大または相当な被害を生じる恐れがある河川で水位等の予測を行い氾濫警戒情報（洪水警報）等の情報を出す河川です。

⑦ 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、主要な中小河川で氾濫危険水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川です。

■天気予報のチェックポイント

天気予報で“河川流域の大雨・洪水”情報を得る

Point 1 気象庁が発表する地域と河川流域の位置関係

気象庁が発表する天気予報や注意報・警報は、主に「○○県で△△mmの雨が降っています」「○○県南部に大雨・氾濫警戒情報（洪水警報）」と表現されます。河川の洪水への影響を知るためには、このように発表された場所が河川流域のどの場所に当たるかを確認しておく必要があります。

Point 2 累加雨量や降雨量予想

大きな流域を持つ河川への雨の影響を知るためには、「○○地点で（の雨量）時間△△mm」という1時間ごとの降雨量の発表とともに、「雨の降り始めから現在まで△△mm」という累加雨量や「今後、○○で△△mm以上の雨が降ることが予想されます」という降雨量予想の発表にも注意することが大切です。

Point 3 氾濫注意情報（洪水注意報）と氾濫警戒情報（洪水警報）

気象庁と国土交通省または都道府県は、共同で洪水のおそれがあると認められるときは、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）を発表します。大雨が降ったときには、テレビ、ラジオなどで報じられるこれらの発表にも注意しましょう。

災害のおこる恐れがある場合	注意報
重大な災害のおこる恐れがある場合	警報

Ⅱ その他

法改正の経緯

河川法の改正(これまでの経緯)

平成9年の河川法の改正

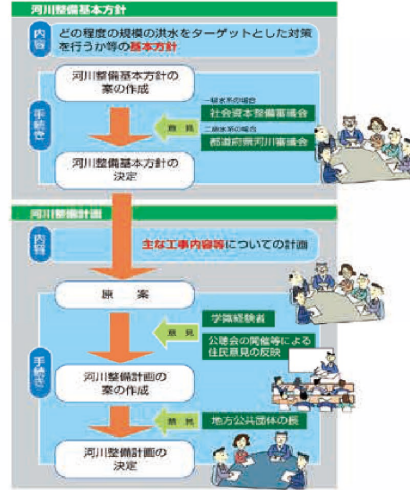
豊かで美しい河川環境の整備と保全

河川法の目的として治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」を位置付け。



地域の意見を反映した河川整備を推進

河川整備の計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入。



新しい河川法は、平成9年6月に改正され、同年12月に施行された。

改正時期	改正の内容			
	目的規定関係	治水・河川管理関係	水利使用関係	その他
1972年 (昭和47年)		● 準用河川の指定対象の拡充	● 流況調整河川制度の創設	● 一級河川の指定を「政令」ではなく「告示」による指定へ
1987年 (昭和62年)		● 市町村長の権限代行による工事等の制度の創設		
1991年 (平成3年)		● 高規格堤防特別区域制度の創設		
1995年 (平成7年)		● 河川立体区域制度の創設		● 簡易代執行制度の創設
1997年 (平成9年)	● 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を追加	● 河川整備基本方針・河川整備計画からなる計画制度への移行 ● 樹林帯制度の創設 ● 河川の維持管理に係る原因者施行・原因者負担制度の創設	● 異常湧水時における円滑な水利使用の調整を実施するための制度の創設	● 簡易代執行制度の拡充
2000年 (平成12年)		● 政令指定都市の長が、原則として、都道府県知事と同様の河川管理ができるよう措置 ● 市町村長が河川工事等を一級河川の直轄管理区間においてもできるよう措置		
2013年 (平成25年)	● 目的規定等において「津波」への対応を明記	● 河川管理施設等に係る維持修繕基準の創設 ● 河川協力団体制度の創設等	● 従属発電に係る水利使用について登録制度の創設	● 河川管理者による水防管理団体が行う水防活動への協力等
2017年 (平成29年)		● 国土交通大臣による権限代行制度の創設		
2021年 (令和3年)		● 国土交通大臣による権限代行制度の拡充 ● 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設		

Ⅱ その他

法改正の経緯

水防法の改正(これまでの経緯)

改正時期	施策の方向性	①現地での水防活動	②洪水予報等の発信	③氾濫情報の発信	④避難確保・浸水防止
1949年 (水防法制定) (昭和24年)	◆ 地先の水防	◆ 水防の責任の明確化(市町村に第一義的責任) ◆ 水防団の設置 ◆ 巡視等現地の水防活動を規定			
1955年 (昭和30年)	◆ 地先から河川全体へ ◆ 河川情報の発信へ		◆ 洪水予報を新設(国管理河川) ◆ 水防警報を新設(国及び都道府県管理河川)		
2001年 (平成13年)	◆ 河川情報発信の拡大 ◆ 河川から流域へ		◆ 洪水予報河川を都道府県管理河川に拡大	◆ 浸水想定区域の指定を新設(洪水予報河川)	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;"> 浸水想定区域内の市町村地域防災計画 ◆ 洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定 ◆ 地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 </div>
2005年 (平成17年)	◆ 河川情報発信のさらなる中小河川へ拡大 ◆ 氾濫情報発信の強化 ◆ 避難対策の強化	◆ 水防協力団体制度を新設	◆ 中小河川について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知河川) ◆ 大河川における氾濫水の予報を新設	◆ 浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大	◆ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 ◆ 浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定 ◆ ハザードマップの作成・配布を規定
2011年 (平成23年)	◆ 東日本大震災を踏まえた規定の充実	◆ 水防団員の安全確保を規定 ◆ 特定緊急水防活動の制度を新設			
2013年 (平成25年)	◆ 多様な主体の参画による地域の水防力の強化	◆ 水防計画に基づく河川管理者の水防への協力を規定 ◆ 水防協力団体の指定対象の拡大	◆ 洪水予報等の関係市町村への通知を想定		◆ 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等における洪水時の避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を規定
2015年 (平成27年)	◆ 想定し得る最大規模の外力に対する避難確保・被害軽減 ◆ 情報発信の対象に雨水出水・高潮を追加	◆ 水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力を規定	◆ 下水道と海岸について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知下水道、水位周知海岸)	◆ 洪水に係る浸水想定区域について想定最大規模の洪水に係る区域に拡充 ◆ 想定最大規模の雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域を新設	◆ 市町村地域防災計画に位置づける地下街等に建設予定の施設または建設中の施設を含むことを規定 ◆ 地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定(努力義務)
2017年 (平成29年)	◆ 「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現	◆ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与 ◆ 浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設	◆ 流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設	◆ 流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設 ◆ 市町村長による浸水実績等の把握・周知の制度を創設	◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化
2021年 (令和3年)	◆ 流域治水の推進(水害リスク情報空白域の解消、要配慮者利用施設に係る避難の実効性確保)			◆ 洪水、雨水出水、高潮に係る浸水想定区域の指定対象を住宅等の防護対象がある全ての河川流域、下水道、海岸に拡大	◆ 要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の結果に対する市町村長の助言・勧告制度を創設
2023年 (令和5年)	◆ 都道府県が行う洪水予報の高度化		◆ 国から都道府県に対し、都道府県管理河川の水位予測情報を提供する制度を創設		
2025年 (令和7年)	◆ 観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化		◆ 国土交通大臣等が共同して行う高潮の予報及び警報の創設 ◆ 河川管理者等による氾濫等の通報制度の創設		

Ⅱ その他

河川イベント情報

河川行事概要

1 2 3 4 • • • 9 10 11 •


5 水防月間
5月1日～5月31日
(北海道においては6月1日～6月30日)
国民に水防の重要性と水防に関する基本的な考え方の普及の徹底を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止または軽減に資することを目的とします。




総合治水推進週間
5月15日～5月21日
総合治水対策の意義、重要性に対する流域住民の理解と協力を求める働きかけを、全国的に協力を展開する事により、総合治水対策のより一層の推進を図ることを目的とします。



6 土砂災害防止月間
6月1日～6月30日
近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産の被害の現状をかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を協力を推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とします。



がけ崩れ防災週間
6月1日～6月7日
土砂災害防止月間中の6月1日～6月7日までの1週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施します。









7 河川愛護月間
7月1日～7月31日
身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とします。


海岸愛護月間
7月1日～7月31日
気軽に海にふれあえる快適な潤いのある海岸を整備することによって、その適切な利用に資するとともに、広く国民に海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とします。


森と湖に親しむ旬間
7月21日～7月31日
国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とします。(林野庁、都道府県、市町村と共催)

「7月7日は川の日」です










8 水の日・水の週間
8月1日 8月1日～8月7日
年間を通じて水の使用量が多く、水についての関心が高まる時期である8月1日を「水の日」(水循環基本法)8月1日～7日を「水の週間」として、水に関する様々な啓発行事を実施し、健全な水循環の重要性について広く国民の理解・関心を深めることを目的とします。





12 雪崩防災週間
12月1日～12月7日
我が国は、国土の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生している。このような状況にかんがみ、関係住民、スキー場の利用者及び冬期登山者等を対象とした雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とします。







河川事業概要

2026